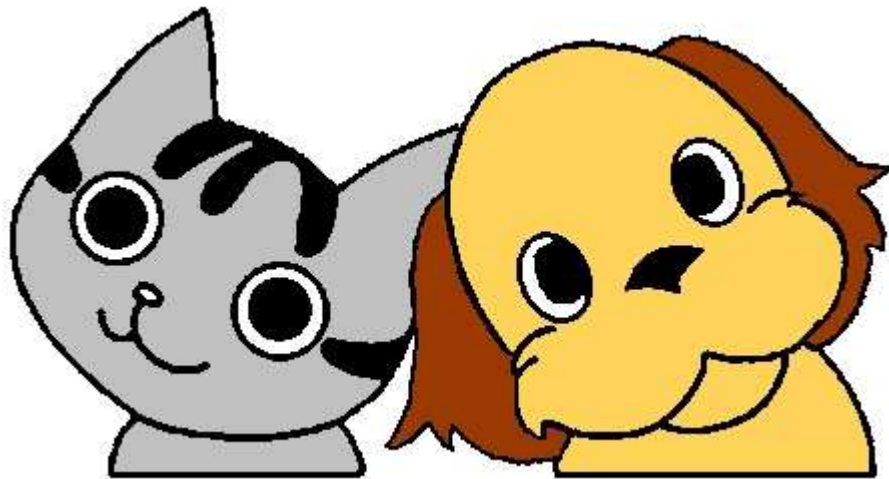


山梨県動物愛護管理推進計画

一人と動物が調和し共生する社会の実現を目指して



令和3年〇月

山 梨 県

目次

第1 計画策定の趣旨と位置付け	1
第2 基本的な方針	1
第3 計画期間及び目標	2
第4 連携・協働による施策の推進のための役割	3
第5 山梨県の動物の愛護及び管理の現況	
1 犬の飼養数	5
2 狂犬病予防注射実施状況	6
3 猫の飼養数	6
4 犬及び猫に関する苦情の状況	7
5 犬及び猫の収容及び譲渡等の状況	8
6 犬及び猫の多頭飼養の届出状況	10
7 動物取扱業の登録状況	11
8 特定動物の飼養状況	13
9 県政モニターアンケート結果(抜粋)	14
第6 施策の方向と取組み	
1 動物の愛護及び管理の普及啓発・ 多様な主体との相互理解の醸成	16
2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保 並びに返還・譲渡の推進	17
3 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止	19
4 所有明示(個体識別)措置の推進	21
5 動物取扱業の適正化	22
6 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの促進	23
7 災害対策	24
8 人材育成	25
9 調査研究の推進	25
第7 計画の点検及び見直し	26

山梨県動物愛護スローガン「みんなでつくろう動物と共に生きる心の絆」

近年、少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化を背景に、動物は家族の一員又は伴侶動物として生活に欠かせない存在となっています。また、ペットショップ等の動物取扱業の増加などに見られるように、県民の動物の飼養への志向は高まっています。

一方、動物の生態や習性等の理解不足を原因とした不適切な飼養や遺棄、飼養マナーの欠如による地域住民への迷惑行為、所有者のいない猫への無責任な餌やり等の行為、ペットショップでの不適切な管理など、動物の愛護及び管理に関する課題が未だ多いことも事実です。

また、東日本大震災や西日本豪雨等、多くの災害経験と、近年頻発する自然災害を受け、災害発生時における被災動物の対応にも大きな関心が寄せられています。

動物に対して抱く意識や感情は千差万別で、県民の意識の変化や生活様式の多様化などもあるものの、動物が人と一緒に生活する存在として、社会に受け入れられるためには、人と動物との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管を適切に行うことが求められています。

これまで山梨県では、平成13年4月に動物愛護施策の推進拠点となる「動物愛護指導センター」を設置するとともに、平成15年4月1日に「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」を施行して、動物の愛護及び管理に関する施策を推進してきました。

更に、動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）に基づいて国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即し、平成20年3月に「山梨県動物愛護管理推進計画」を策定、平成26年3月に同計画の見直しを行い、本県における動物の愛護及び管理に関する施策の推進に努めて参りました。

このような中、動物愛護管理法は施行状況等を踏まえるなどし、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、令和元年6月に改正法が公布されました。

この改正に伴い国の基本的な指針が令和2年4月に改正されたことから、本県の動物愛護管理推進計画についても見直しを行い、新たに計画期間を令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする計画を策定しました。

また、策定に先立つ令和元年度、県民に広く動物愛護の精神を普及啓発していくにあたって、人と動物の共生する社会の実現を目指す姿を表現した、県民一人ひとりの心に動物愛護の精神が刻まれるスローガンを募集し、上記のように決定しました。

このスローガンとともに、本計画に基づく施策を効率かつ効果的に実施することで、人と動物が調和し共生する社会の実現を目指して参ります。

令和3年〇月

第1 計画策定の趣旨と位置付け

山梨県は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）の規定に基づき、国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、本県における動物の愛護及び管理に関する行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確にするとともに、人と動物が調和し、共生する社会の実現に向けた施策を推進するために策定しました。

本計画は、基本指針の改訂及び社会情勢の変化に合わせて見直しを行った計画であり、「山梨県総合計画」における「戦略5 快適「やまなし」構築戦略」の一つに位置付けられています。

第2 基本的な方針

1 県民による動物の愛護及び管理に関する取組の推進

動物の愛護及び管理に関する活動は、県民の共通した理解と合意に基づき実施されることが重要です。これまでの多くの取組により一定の成果をあげてきましたが、動物に対して抱く意識や感情が多種多様であり、県民共通の理解の形成までには至っていません。

平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養¹等が明記されました。更に、令和元年の改正により、所有者等が遵守すべき責務が規定されたことや適正飼養の規制が強化されたこと等を踏まえ、今後も、広く県民の理解と共感が得られるよう、地域、家庭、学校等において施策を展開していきます。

2 中長期的な視点からの総合的・体系的な動物の愛護及び管理に関する取組の実施

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物だけではなく、展示動物、実験動物、産業動物、特定動物²等、人の占有に係る動物が幅広く対象となっており、その施策の分野は、普及啓発、適正飼養管理、感染症予防等広範囲にわたります。このことから、県、市町村、関係団体等は関係法令等に基づく施策や活動を展開していきます。

また、動物の愛護及び管理に関する問題は、県民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わっていることから、施策の効果や結果がすぐに現れないものが多いという性質があります。

このようなことから、中長期的な視点からの総合的かつ体系的に動物の愛護及び管理に関する施策の取組を進めていきます。

3 関係者との連携・協働により施策を実行するための体制の整備

¹終生飼養とは、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること

²特定動物とは、ニホンザル、ツキノワグマ、カミツキガメ、マムシ等、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがある動物で、動物愛護管理法により約650種が指定。令和2年2月から交雑種も特定動物に含まれるようになり、令和2年6月から愛玩目的の飼養が禁止（改正法施行前に飼育許可を受けていた場合はその動物が死亡又は譲渡等により飼養を終えるまで飼養可能）された。

動物の愛護及び管理に関する施策を効果的に実施するためには、県、市町村の連携の下、動物の愛護及び管理に係る個人や団体の積極的な協力を幅広く得ることが重要です。

このため、施策の目標や実施主体を明確にするとともに、関係者が相互に連携・協働して施策を推進する体制を整備していきます。

第3 計画期間及び目標

1 計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日の10年間とします。

2 目標の設定

令和12年度末までに達成すべき目標として、基本指針や本県の実情を踏まえ、次の目標を設定します。

(1) 犬及び猫の収容数を、概ね460頭（匹）以下とします。

令和12年度における犬及び猫の収容数を令和元年度（923頭（匹））の50%以下とすることを目指します。

ここでいう収容とは、飼い主からの犬猫の引取り、飼い主がわからず拾得された犬猫の引取り、逸走等により係留されていない犬の捕獲を合わせたものであり、それぞれを減らす取組により、トータルの収容数を減らすことを目指します。

(2) 収容した犬及び猫のうち、譲渡が不適切な個体並びに収容後死亡した個体を除く、犬及び猫の致死処分数を限りなくなくすこととします。

譲渡が不適切な個体とは、負傷や病気等による苦痛が著しく、治療継続や保管が法の趣旨に反すると判断される個体、著しく攻撃的で、収容中や譲渡後に人や他の動物に危害を及ぼす恐れがある個体等、譲渡に適さないと判断された個体を指します。一方、収容される動物の健康状態は様々であり、治療技術や収容体制に寄らず、収容後に死亡する個体が一定数発生します。

これらを無くすことは極めて困難であるため、譲渡が不適切な個体並びに収容後死亡個体を除く犬及び猫の致死処分数をなくすことを目指します。

(3) 犬及び猫に関する苦情件数を概ね580件以下とします。

令和12年度における犬及び猫に関する苦情件数を令和元年度（1171件）の50%以下とすることを目指します。

動物の関する苦情は、飼い主による不適切な飼養管理に起因するものや飼い主が不明、又はいない動物に起因するものなど様々であり、飼い主への普及啓発や指導、飼い主のいない動物に関わる種々の取組の結果として減らすことを目指します。

第4 連携・協働による施策の推進のための役割

1 県及び中核市の役割

県には、動物愛護事業の実施、動物取扱業の監視指導、特定動物の飼養・保管の許可、人と動物の共通感染症対策、犬及び猫の引取り等県全体にわたる広域的・専門的な事業を行う役割があります。県の動物愛護部局として、衛生薬務課、保健福祉事務所（保健所）、動物愛護指導センターがその役割を担い、市町村における動物の愛護及び管理施策や各種関係団体の活動が活発に行われるよう支援し、この計画を着実に推進するコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

また、平成31年4月に中核市となった甲府市も県と同様に動物愛護に関わる専門的な事業を同市内で推進する役割が求められ、この上で、県と甲府市は連携を図り、動物愛護に関わる事業を推進していく必要があります。

2 市町村の役割

動物の愛護及び管理に関する問題は、地域に密着したものが多く、市町村は地域住民に最も近い存在として、県が実施する施策へ協力するとともに、動物の愛護や適正飼養等についての普及啓発を行い、理解を促進していく重要な役割があります。

特に、狂犬病予防法に基づく犬の登録等の事務を通じて、狂犬病予防の推進や、災害時の同行避難に対応できる避難所の準備や運用を行う必要があります。

3 動物の飼い主の役割

動物の飼い主（所有者・占有者）は、法令を遵守し、動物の生態、習性及び生理を理解して適正に飼養する責任があります。また、放し飼いなどによる人への危害の防止や動物の糞の放置、鳴き声等による周辺的生活環境への迷惑の防止、逸走の防止など社会に対する責任を果たす必要があります。

更に、動物の所有者には、終生飼養、繁殖制限措置及び所有明示をする責任があり、飼養する動物に対して飼養及び保管の基準がある場合はその基準を遵守すべき責務があります。

4 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、法令を遵守し、動物の飼い主の模範となるよう動物の適正な飼養及び施設の維持管理を行うとともに、動物の疾病の予防やその知識の習得に努める必要があります。

また、動物取扱業者は、動物を飼養しようとする者又はしている者等に動物の適正な飼養又は保管の方法に関する説明を行い、飼い主等の責任の自覚を高めていく役割があります。特に、販売業として登録している第一種動物取扱業者は、販売時の日齢制限、現物確認及び事業所における対面説明等、法令遵守の徹底が必要です。

5 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は、法令により地域に根ざした動物愛護の推進を図るという役割があり、県の施策への協力が求められています。また、動物愛護推進員同士の意見交換、研修会への参加などにより、自己研鑽を積み、地域にその知識を還元することが期待されています。

6 教育関係者の役割

教育関係者は、学校をはじめとする教育現場において、児童等に動物の命を大切に
する心を育むよう努めます。

7 県獣医師会、動物愛護関係団体等の役割

県獣医師会及び獣医師は、専門的な立場から狂犬病予防及び適正飼養の推進等を
図るとともに、虐待等の疑いがある動物を発見した際の協力が求められます。

動物愛護関係団体等は、地域の理解の下、動物愛護思想、適正飼養の普及啓発等の
活動を行うことにより、県や市町村と協力し、この計画を推進していくことが期待
されています。

8 県民の役割

動物に対して抱く考え方や感情は人それぞれ違いがあり、愛護及び管理に対する
考え方も多様です。

人と動物が調和し、共生する社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解と
協力が不可欠であるため、県民は、相互の意見を尊重し、その多様性と地域の実情
を踏まえた上で、理解を深めていくことが重要です。

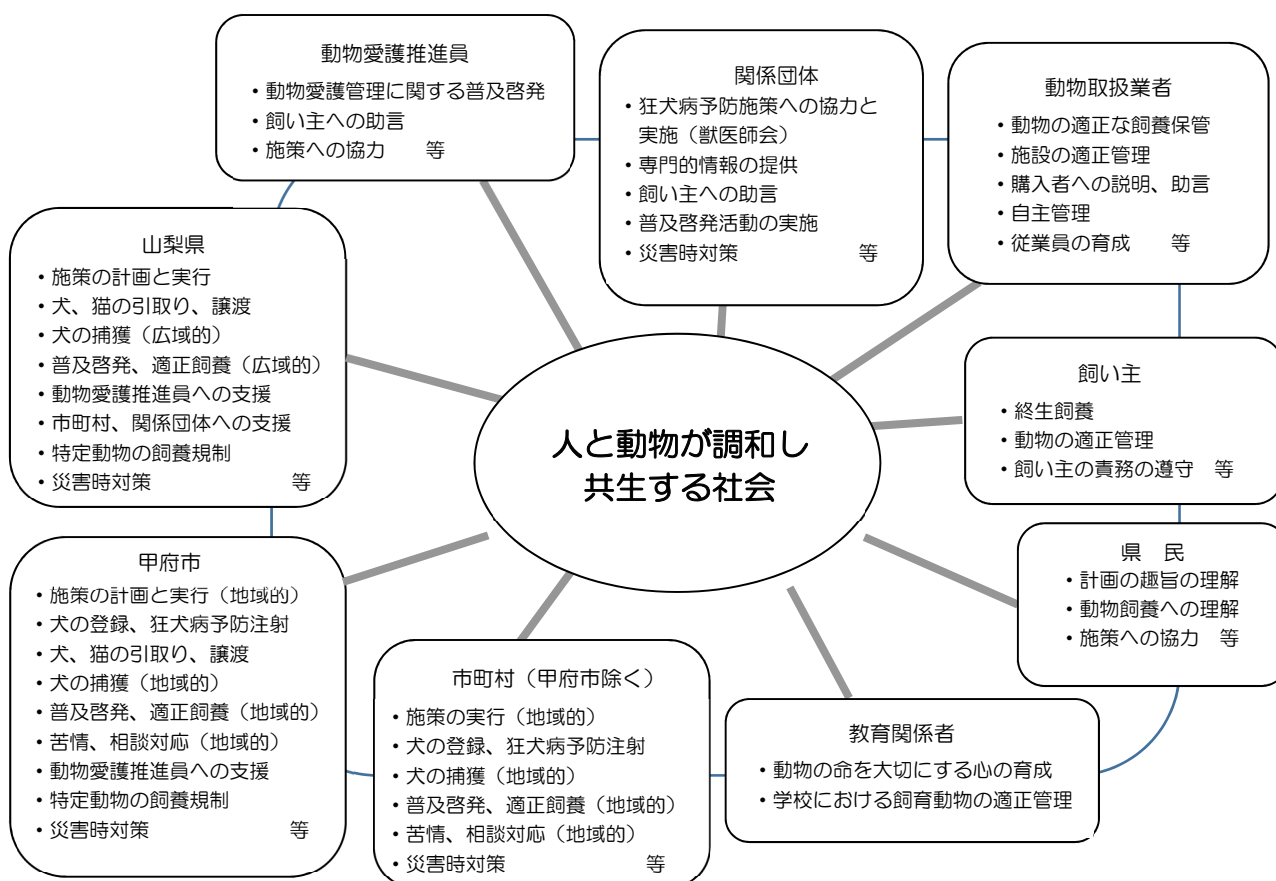


図1 連携・協働による施策の推進のための役割

第5 山梨県の動物愛護管理の現況

1 犬の飼養数

- 犬の登録頭数は、全国では平成23年度頃の約685万頭をピークに減少に転じ、平成30年度が約632万頭、令和元年度が約(未公表)万頭となっています。
- 山梨県(中核市である甲府市を含む。「第5 山梨県の動物愛護管理の現況」中に限り、以下「山梨県」という。)では、平成16年度の約6万頭から年々減少し、犬の登録頭数は平成30年度が46,101頭、令和元年度が43,879頭となっています。
- 一般社団法人日本ペットフード協会の調査によると、全国の犬の飼養数の推計値は、平成30年度が約890万頭、令和元年度が約880万頭とされており、全国の犬の登録数のいずれも約1.4倍と推計されています。

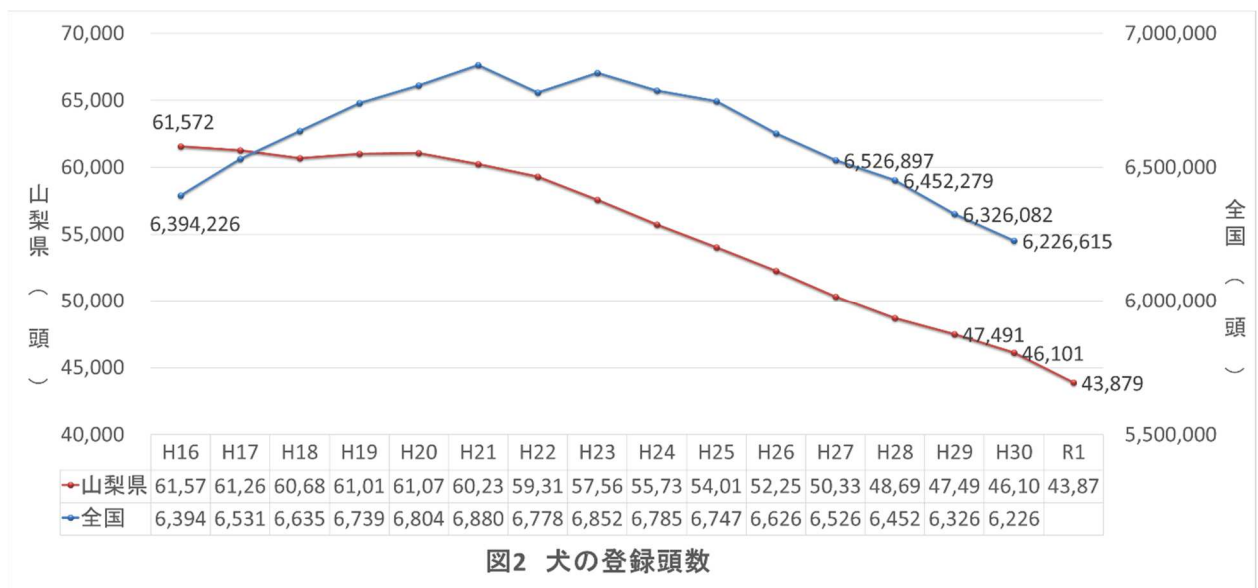


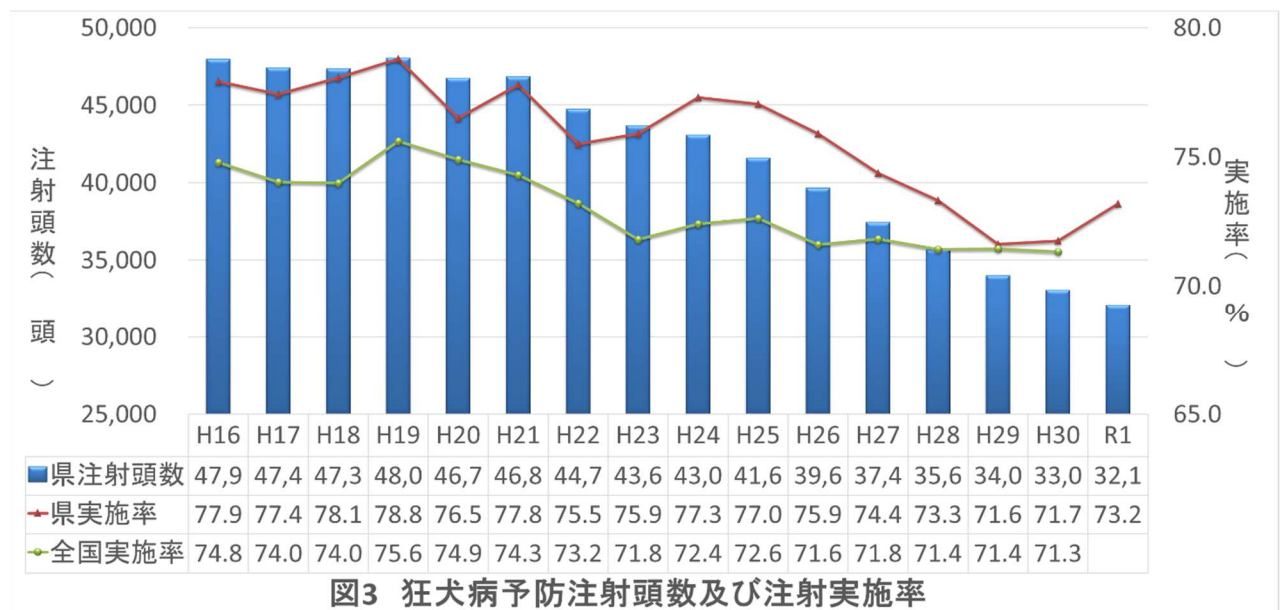
図2 犬の登録頭数

※ 衛生行政報告例(厚生労働省)を基に作成

※ 全国統計のうち、平成22年度は東日本大震災の影響により一部の自治体の報告数が含まれていません。

2 狂犬病予防注射の実施状況

- 世界保健機関(WHO)では、狂犬病のまん延を防止するために、70%以上の犬に狂犬病の予防注射の実施が必要としています。
- 山梨県の狂犬病予防注射頭数及び狂犬病予防注射実施率(狂犬病予防注射頭数/登録頭数)は、平成30年度が33,075頭で71.7%、令和元年度が32,113頭で73.2%となっており、全国平均実施率(平成30年度:71.3%、令和元年度:(未公表)%)とほぼ同じ状況にあります。



※ 衛生行政報告例(厚生労働省)を基に作成

※ 全国統計のうち、平成22年度は東日本大震災の影響により一部の自治体の報告数が含まれていません。

3 猫の飼養数

- 犬と異なり猫は登録制度がないため飼養数を把握することは困難ですが、一般社団法人日本ペットフード協会の調査によると、全国で飼養されている「内猫(家の中で飼っている猫)」の数は平成30年度では約965万匹、令和元年度では約978万匹と推計されています。
- 令和元年度の全国の世帯数*は約5,907万世帯であったことから、約6.0世帯に1匹の「内猫」が飼われていると推定され、令和元年度の山梨県の世帯数は約34万世帯であることから、約5.7万匹の「内猫」が飼養されていると推定されます。

※ 総務省報道資料「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(R2.1.1現在)」

4 犬及び猫に関する苦情

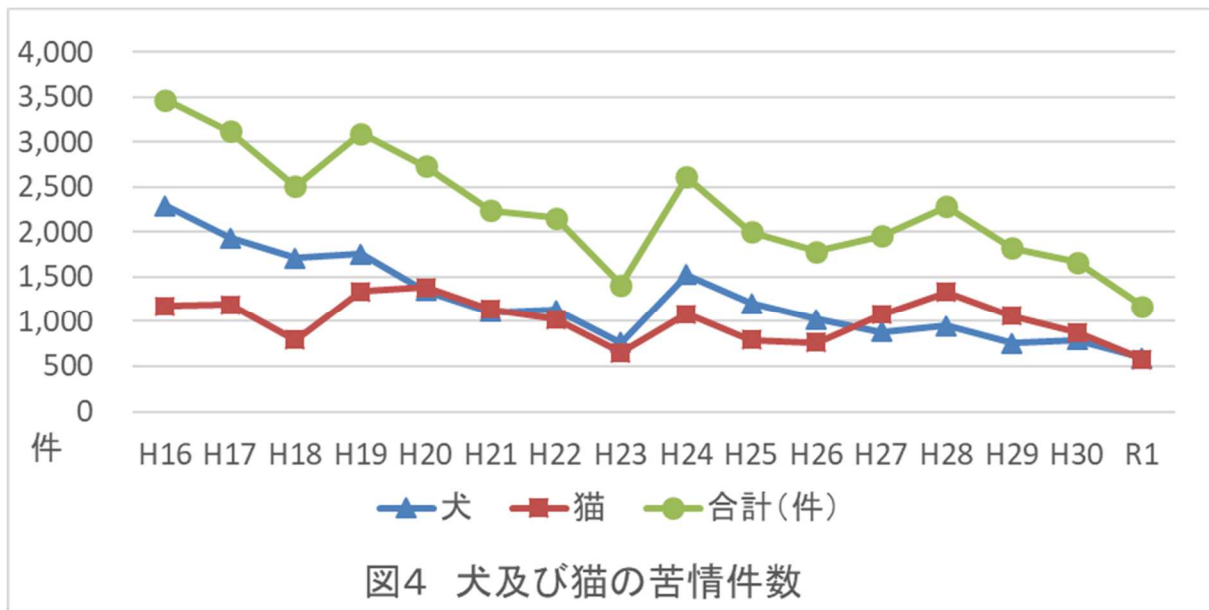
- 苦情件数は減少傾向にありましたが、平成24年度以降、増減を繰り返し、近年は減少傾向にあります。
- 苦情件数を犬、猫の別にみると、平成30年度では犬が47%、猫が53%、令和元年度は犬が51%、猫が49%となっており、ほぼ同率の件数となっています。

表1 犬及び猫に関する苦情件数

	捕獲依頼		引取り依頼		放し飼い	家畜農産物被害		糞尿被害		咬傷事故	鳴き声		その他		合計(件)
	犬	猫	犬	猫		犬	猫	犬	猫		犬	猫	犬	猫	
H16	707	185	384	332	241	25	20	111	83	55			766	557	3,466
H17	492	268	252	368	234	23	6	151	95	52			732	449	3,122
H18	631	271	139	295	223	14	1	223	95	60			419	134	2,505
H19	628	265	301	744	258	126	18	176	128	59	91	12	119	171	3,096
H20	542	277	239	799	181	11	4	138	127	41	101	5	92	172	2,729
H21	360	190	145	499	188	11	13	134	87	52	123	13	91	333	2,239
H22	314	247	234	463	167	10	7	152	152	46	103	14	107	144	2,160
H23	240	195	118	257	168	11	13	69	132	43	71	34	41	34	1,413
H24	453	306	240	406	227	8	8	231	201	57	147	48	160	118	2,610
H25	404	165	240	349	200	4	13	184	160	60	61	3	54	107	2,004
H26	322	75	241	424	176	3	6	149	158	56	50	1	28	98	1,787
H27	271	128	127	273	89	2	6	110	285	52	85	4	146	378	1,956
H28	187	129	199	345	98	1	2	115	200	60	100	7	193	649	2,285
H29	129	117	115	121	101	8	13	107	183	45	73	8	182	619	1,821
H30	114	70	62	95	54	0	6	55	151	55	49	3	402	551	1,667
R1	127	63	105	120	96	1	4	72	120	63	58	10	73	259	1,171

※ 動物愛護管理実績（山梨県）を基に作成

※ その他の数は、上記苦情に分類できない内容の総数



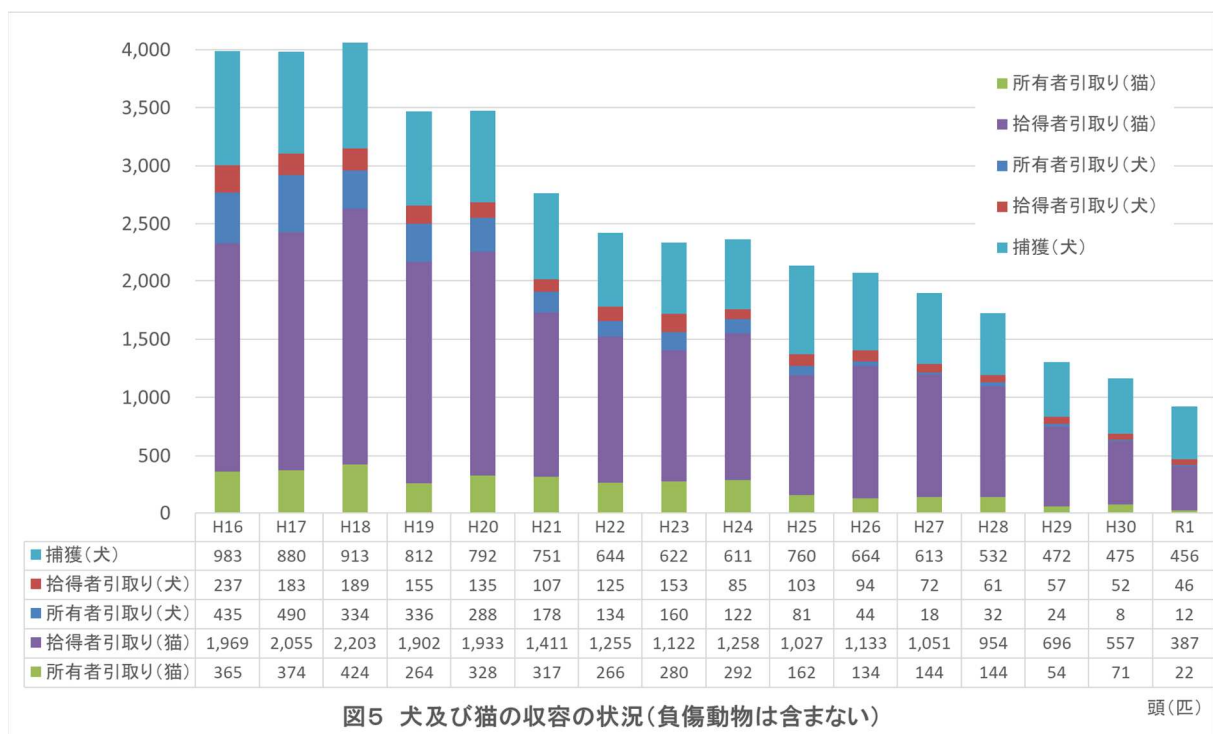
※ 動物愛護管理実績（山梨県）を基に作成

5 犬及び猫の収容及び譲渡等の状況

- 山梨県では、動物愛護管理法に基づき、犬及び猫の飼い主からの引取りや飼い主がわからず拾得された犬及び猫の引取り等を実施しています。
- 平成15年からは、飼い主からの引取りを有料化するとともに、「山梨県犬及び猫の引取り指導マニュアル」に基づき、引取りを依頼する者に対し、終生飼養及び繁殖制限等の適正飼養、引取りの再考や譲渡先の確保等の指導を行っています。
- 係留されていない犬の捕獲は、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年山梨県条例第41号。以下「県動愛条例」という。)、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例(平成30年甲府市条例第60号。以下「市動愛条例」という。)及び市町村の犬管理条例等に基づき保健所又は各市町村で実施しています。
- 平成24年9月に改正された動物愛護管理法において、動物取扱業者や特別な理由のない所有者からの引取りを都道府県で拒否できるようになりました。

(1) 収容

- 山梨県及び市町村で収容した犬及び猫の数は減少傾向ですが、未だ多くの収容数があり、飼い主不明の猫と係留されていない犬の捕獲数とその殆どを占めています。
- 飼い主不明の犬及び猫の引取りのうち、令和元年度の猫の引取りが占める割合は89%(収容全体の42%)で、その殆どが子猫です。
- 飼い主が引取り依頼する理由は、犬及び成猫の場合、飼い主の身体的理由(高齢、病気等)や近隣等への迷惑等によるもの、子猫の場合は、適正な管理ができてない飼い主の猫から望まない繁殖により増えた結果、飼養困難になったものが多くなっています。
- 係留されていない犬の捕獲した数は減少傾向にありましたが、平成30年度は475頭、令和元年度は456頭と近年は横ばいで推移しています。



※ 動物愛護管理実績(山梨県)を基に作成

(2) 返還

- 拾得者から飼い主不明で引取った犬及び捕獲した犬の飼い主への返還率は、平成16年度は9.3%でしたが、その後若干の増減があるものの上昇傾向にあり、平成27年度に77.8%に達し、その後75%前後で推移しています。
- 猫の返還数は平成30年度、令和元年度ともに0匹でした。

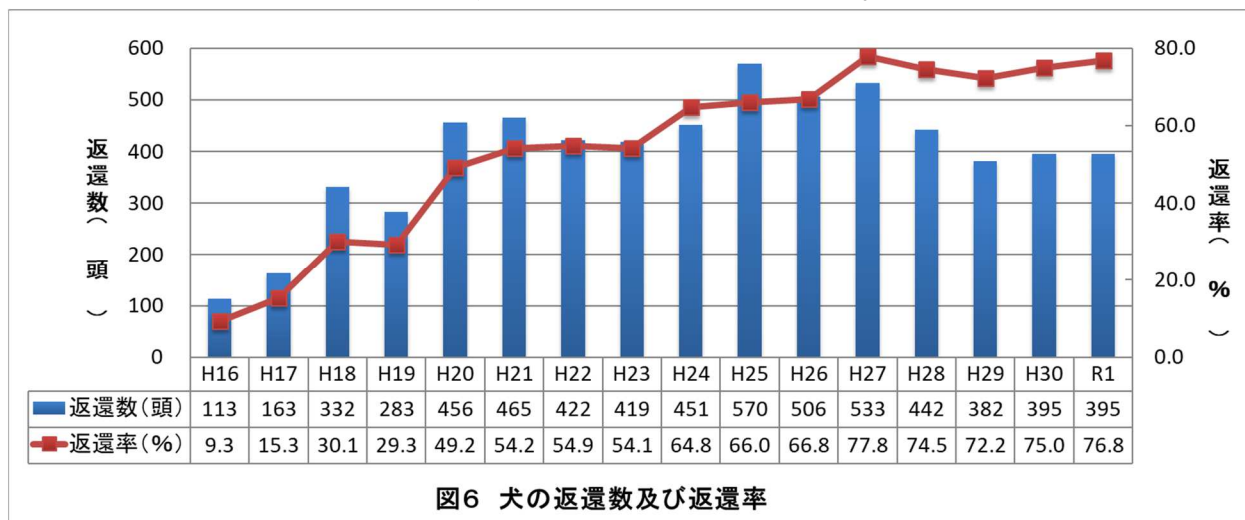


図6 犬の返還数及び返還率

※ 動物愛護管理実績（山梨県）を基に作成

(3) 譲渡

- 山梨県では、一般の飼養希望者への直接譲渡のほか、動物愛護関係団体の協力を得て、犬の譲渡は平成8年度から、猫の譲渡は平成12年から実施しています。
- 犬の譲渡率は年々増加傾向にあり、平成29年度には70%、令和元年度には90%に達しました。
- 猫の譲渡率も徐々に増加傾向にあり、平成27年度頃に20%を超え、令和元年度には40%に達しています。

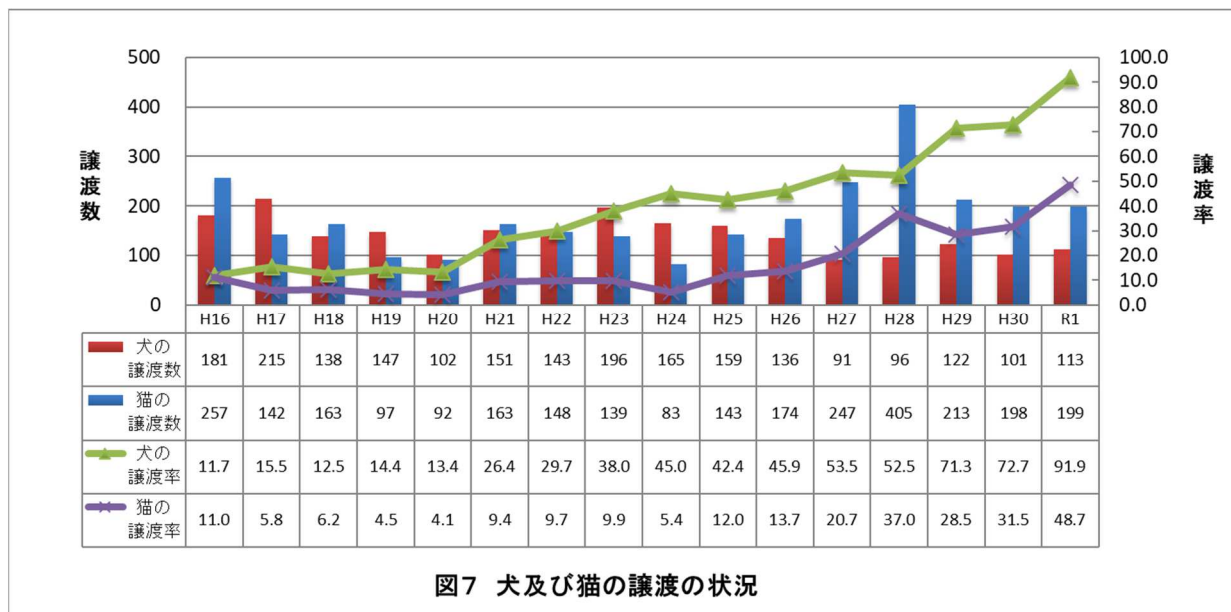


図7 犬及び猫の譲渡の状況

※ 動物愛護管理実績（山梨県）を基に作成

(4) 致死処分

- 譲渡が不適となり、譲渡できなかった犬及び猫は致死処分となりますが、致死処分数及び致死処分率は年々減少しています。
- 平成16年度致死処分数及び致死処分率は、犬が1,407頭、85.0%、猫が2,113匹、90.5%でしたが、令和元年度は犬が15頭、2.9%、猫が209匹、51.1%でした。

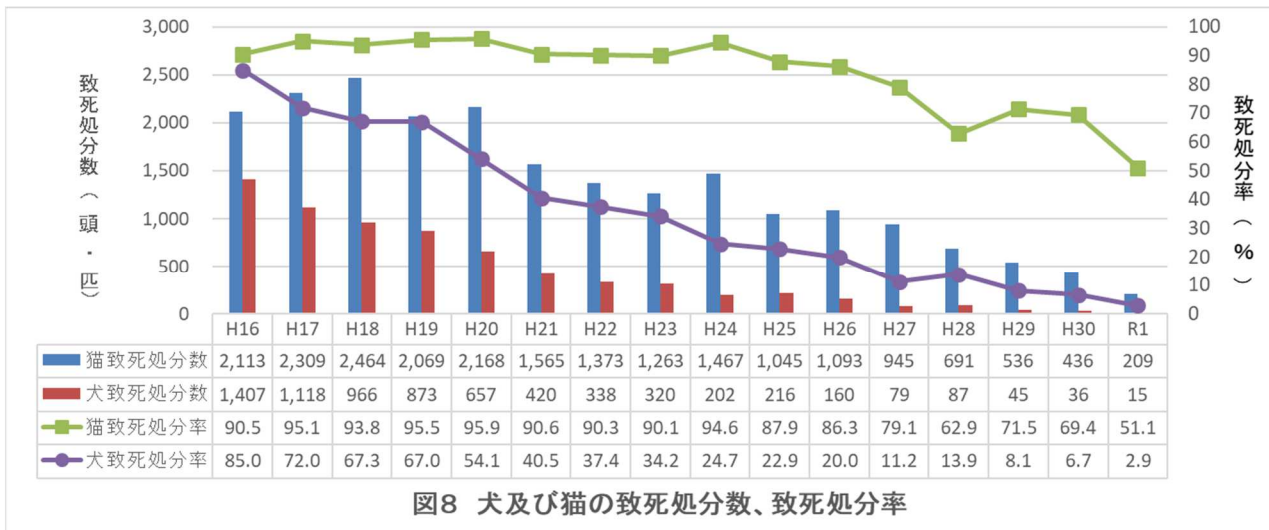


図8 犬及び猫の致死処分数、致死処分率

※ 動物愛護管理実績（山梨県）を基に作成

6 犬及び猫の多頭飼養の届出状況

- 県動愛条例において、犬、若しくは猫を10頭(匹)又は犬及び猫を合わせて10頭(匹)以上飼う場合は、知事に届け出る制度を平成15年に創設し、甲府市も中核市移行時(平成31年4月)に同様の制度を創設しました。
- 県及び市における届出数は徐々に増加しています。



図9 多頭飼養の届出状況

※ 動物愛護管理実績（山梨県）を基に作成

7 動物取扱業の登録状況

- 動物をめぐるビジネスは、動物の販売、預かりや訓練など様々な業態があります。
- 平成 12 年 12 月から、動物愛護管理法に基づき、動物取扱業者は、施設毎に届出ることが義務付けられ、平成 18 年 6 月からは、この届出制度から登録制度に移行しました。
- 登録制度への移行により、動物取扱業者には、動物取扱責任者の選任と研修の受講が義務付けられるなど規制が強化されるとともに、インターネット販売やペット美容室等動物取扱業が対象となるなど、範囲が拡大されました。
- 平成 24 年 6 月には、競りあっせん業及び譲受飼養業の 2 業種が追加されました。
- 平成 25 年 9 月からはこれまでの動物取扱業が第一種動物取扱業に変更されるとともに、新たに、営利を目的とせず動物の譲渡、訓練等を業として行う者を第二種動物取扱業とし、知事への届出が必要となりました。

※ 第一種動物取扱業:営利を目的に動物の販売や保管等を業として行う者

- ① 販売:ペットショップ、ブリーダー等
- ② 保管:ペットホテル、トリミング業者(動物を預かる場合)、ペットシッター等
- ③ 貸出し:ペットレンタル業者等
- ④ 訓練:訓練、調教業者等
- ⑤ 展示:動物園、乗馬クラブ、ふれあい施設等
- ⑥ 競りあっせん業:会場を設けてのペットオークション等
- ⑦ 譲受飼養業:老犬・老猫ホーム等

※ 第二種動物取扱業:営利を目的とせず飼養施設を設置して譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示を行う者

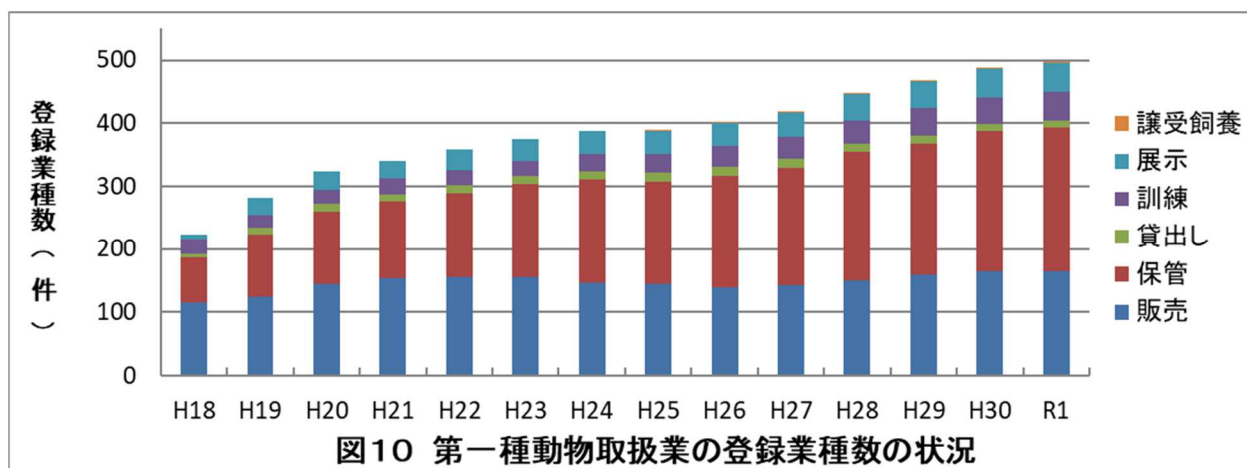
表2 第一種動物取扱業の施設数及び登録業種数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
施設数	147	206	235	245	264	277	274	281	293	306	327	343	365	377
登録業種	販売	116	124	145	153	155	147	144	139	142	150	159	165	165
	保管	70	100	115	123	134	148	164	163	178	188	205	208	222
	貸出し	7	11	12	12	12	13	13	14	14	13	13	14	12
	訓練	23	19	23	24	24	25	28	31	32	35	37	43	42
	展示	8	27	28	29	33	34	35	36	38	39	42	43	46
	競りあっせん業	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
	譲受飼養業	-	-	-	-	-	-	0	1	2	2	1	1	1
登録業種数	224	281	320	341	358	375	387	389	403	419	448	468	488	497

※ 動物愛護管理実績(山梨県)を基に作成

※ 1施設で業種を複数有する事業所があるため、施設数と登録業種は一致しません。

※ H18及びH19年度は動物愛護管理法の施行に際し経過措置のため届出数と登録数の合算です。



※ 動物愛護管理実績（山梨県）を基に作成

表3 第二種動物取扱業の届出

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
施設数	-	6	10	14	15	16	17	21
届出業種	譲渡し	-	5	9	12	13	14	18
	保管	-	0	0	0	0	0	4
	貸出し	-	0	0	0	0	0	0
	訓練	-	0	0	0	0	0	0
	展示	-	1	1	2	2	2	2
届出業種数	-	6	10	14	15	16	17	25

※ 動物愛護管理実績（山梨県）を基に作成

8 特定動物の飼養状況

- 山梨県では、昭和 55 年から条例で危険な動物の飼養規制を実施していましたが、平成 17 年 6 月に動物愛護管理法が一部改正され、危険な動物は、特定動物として飼養・保管にあたり、法に基づく許可が必要になりました。
- 動物愛護管理法により、特定動物を飼養する際には、逸走などによる危害の発生防止を目的に、マイクロチップ³を基本とした個体識別措置が義務付けられました。
- 令和 2 年 6 月から、特定動物の愛玩目的の飼養が禁止されました(ただし、改正法施行前に飼育許可を受けていた場合はその動物が死亡又は譲渡等により飼養を終えるまで飼養可能です)。

※特定動物:ニホンザル、ツキノワグマ、タカ、マムシ等、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがある動物

表4 特定動物の飼養状況(令和元年度)

動物種	計		哺乳綱		鳥綱		は虫綱	
	施設数	頭数	施設数	頭数	施設数	頭数	施設数	頭数
合計	18	3,072	4	55	2	3	10	3,014

※ 動物愛護管理実績(山梨県)を基に作成

※食品製造のため期間的に飼養されるマムシ3,000匹を含む

³ マイクロチップとは、直径2mm×全長12mmの円筒形で、全体が生体適合ガラスで覆われている電子標識器具で、動物の皮下に注入し、専用の読取機(マイクロチップリーダー)でデータ(15桁の番号)を読み取り個体識別を行う。

9 県政モニターアンケート結果（抜粋）

○ この計画の見直しにあたり、県政モニターアンケートを平成29年度及び令和2年度に実施し、平成29年度は338名（回収率84.7%）、令和2年度は370名（回収率89.6%）から回答がありましたが、その結果は次のとおりです。なお、前回の見直し策定にあたり平成23年度に実施した県政モニターアンケートは、312名（回収率77.5%）から回答を得ました。

【不妊去勢措置】

○ 不妊去勢手術実施	H18	H23	H29	R2
犬の不妊去勢手術実施	32%	68%	57%	61%
猫の不妊去勢手術実施	66%	84%	89%	90%
○ 犬の不妊去勢手術不実施理由	H18	H23	H29	R2
手術する必要はないと考えるから	-	52%	65%	70%
手術費用が高いから	-	9%	15%	10%
まだ子犬だから	-	9%	4%	0%
○ 猫の不妊去勢手術不実施理由	H18	H23	H29	R2
手術する必要はないと考えるから	-	17%	0%	0%
手術費用が高いから	-	8%	40%	40%
まだ子犬だから	-	42%	60%	20%

【所有明示】

○ 所有明示実施	H18	H23	H29	R2
犬の所有明示実施	38%	39%	53%	56%
猫の所有明示実施	27%	36%	18%	22%
○ 犬の所有明示不実施理由	H18	H23	H29	R2
屋内飼育で外に出さないから	-	32%	57%	57%
迷子になっても戻ってくるから	-	-	17%	9%
ペットが嫌がるから	-	11%	7%	26%
○ 猫の所有明示不実施理由	H18	H23	H29	R2
屋内飼育で外に出さないから	-	59%	61%	72%
迷子になっても戻ってくるから	-	-	16%	15%
ペットが嫌がるから	-	18%	26%	26%

【動物からの被害や迷惑行為】（複数回答可）

○ 動物からの被害や迷惑行為	H18	H23	H29	R2
犬の糞の放置など飼い主のマナーの悪さ	54%	51%	35%	35%
猫の糞や尿による被害	36%	37%	31%	30%
犬の放し飼い	28%	27%	6%	6%
鳴き声	24%	23%	18%	14%
特になし	-	23%	45%	46%

【動物の飼い主の被災時への準備】（H29年度当該質問なし）

○ 動物の飼い主の被災時への準備	H18	H23	H29	R2
被災時への準備実施率	19%	28%	-	22%

【行政が取り組むべきこと】（複数回答可）

○ 行政が取り組むべきこと	H18	H23	H29	R2
迷惑な飼い主への指導強化	54%	51%	35%	35%
ペットの正しい飼い方の普及啓発	36%	37%	31%	30%
犬及び猫の不妊去勢の促進	28%	27%	6%	6%
ペットを取り扱う業者への指導強化	24%	23%	18%	14%
ペットへの所有明示の促進	-	23%	45%	46%

第6 施策の方向と取組

1 動物の愛護及び管理の普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

【現状】

- 県獣医師会、動物愛護関係団体及び動物愛護推進員等の協力を得ながら、動物愛護週間における「動物愛護デー」等において終生飼養の責務や動物の適正な取扱いに関する普及啓発を行っています。
- 動物愛護指導センターの情報誌「ふれんど」、ホームページ、各種広報媒体等を通じ、動物の愛護及び管理に関する普及啓発を行っています。
- 犬及び猫の飼い主を対象とした各種適正飼養講習会を平日以外にも開催しています。
- 小学生を対象とした犬との「動物ふれあい教室」を行っています。
- 適正飼養を呼びかけるリーフレットを作成し、普及に努めています。

【課題】

- 各種教室への参加者は限られているため、広く一般県民が参加できる事業を実施する必要があります。
- 終生飼養の責務や動物の虐待の防止と適正飼養の知識の浸透を図るため、地域、家庭、学校等において、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動を実施する必要があります。
- 低年齢層から高年齢層まで多くの県民に動物の適正飼養について分かりやすく周知をする必要があります。
- 家庭、学校等では、多種多様な小動物が飼養されているため、犬及び猫以外の動物の適正な飼養管理について普及啓発を行う必要があります。
- 動物とのふれあい事業等を実施する際には、動物のストレスを軽減する配慮が必要になります。
- 生活様式が多様化する中で、会場参加型等の普及方法以外にもICT等を活用した普及方法を検討する必要があります。

【具体的な施策の方向】

(1) 動物の愛護及び管理の普及啓発の充実

- 動物愛護管理法に規定められた動物愛護週間（9月20日～9月26日）を広く周知するとともに、動物愛護週間中に行う事業の内容の充実を図り、県民への普及啓発を行います。また、イベントの開催案内の効果的な周知を行い、多くの県民の自主的な参加を促します。
- 動物愛護指導センターが発行する情報誌の充実を図るとともに、各種普及啓発資料の活用と市町村等関係部局と連携により、動物の愛護及び管理に関する広報活動を実施します。特に、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずること、所有明示とその管理について、積極的な広報により、普及を行います。
- ICT等を活用した普及方法を検討し、時間や場所を選ばない、効率的かつ効果的な情報発信に努めます。

(2) 動物の適正飼養の普及啓発

- 適正飼養講習会の内容や実施方法の見直しを適宜行い、犬及び猫の飼い主に、飼い主の責務や適正飼養についての普及啓発を行います。特に、犬の飼い主には、係留義務について徹底を図ります。また、市町村と連携し、犬の登録や狂犬病予防注射の徹底を図ります。
- 動物の飼い主と接することが多い動物病院と協力して、適正飼養について普及啓発を行います。
- 高齢者等の動物適正飼養を推進するため、他職種との連携を図り、情報共有できる体制整備に向けた取組を行います。

(3) 動物愛護教育の推進

- 子どもの頃から動物への愛情を育み、動物への正しい接し方及び飼い方について普及啓発を行うため、小学生から中高校生を対象に、各年齢層にあった「動物愛護教室」を開催します。
- 多様な主体との連携やICTを活用した動物愛護教育事業の検討を行います。
- 動物とのふれあいを実施する際には、動物のストレスの軽減を図るため、時間配分や接触頻度に配慮します。
- 教育関係者に、情操の涵養の観点からの動物とのふれあいや学校飼育動物の適正な飼養管理について普及啓発を行います。
- 学校飼育動物の飼育状況の把握に努めるとともに、学校飼育動物のストレスを減らす配慮が必要であることから、国のガイドラインの普及に努めます。

(4) 動物由来感染症対策

- 県ホームページ、情報誌やパンフレット等の活用及び適正飼養講習会等において、動物由来感染症とその予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 動物由来感染症のうち、狂犬病や鳥インフルエンザなど、個別に対策を要するものについては、感染症部局や農政部局等及び国や市町村等と連携を図り、動物愛護部局としての対策を推進します。

2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

【現状】

- 県及び甲府市の保健所、動物愛護指導センターでは、継続して飼養できなくなった犬及び猫の所有者から、また所有者の不明な犬及び猫を拾得した者からの引取りを実施しています。
- 所有者からの引取り相談時には、終生飼養及び繁殖制限について指導を行うとともに、自ら犬又は猫の譲渡先を探す取組を行うように指導しています。
- 一般の飼い主の引取りは減少しているものの、高齢者や生活保護者による多頭飼養事案及び引取り相談が増加しています。
- 所有者の不明な犬及び猫の引取りがあった場合や保護の通報があった場合には、登録情報や逸走情報との照合、県ホームページにおける情報の公開等により返還

に努めています。

- 引取った犬及び猫は、健康状態、人への従順性等を考慮し、ホームページ等を活用しながら、飼養希望者及び動物愛護関係団体に譲渡しています。
- 負傷している所有者の不明な犬及び猫等が発見された場合は、市町村の協力を得て収容を行い、動物愛護指導センターで必要な治療を行いながら所有者を探しています。
- 県民に、動物の遺棄や虐待の行為が動物愛護管理法違反であること及びそれらの罰則について県ホームページ、情報誌「ふれんど」等により周知しています。
- 動物愛護指導センターは犬及び猫の致死処分を中心とした施設から、譲渡を中心と施設になりつつあります。

【課題】

- 犬及び猫の引取り数は減少傾向にありますが、現況のとおり、犬の捕獲数や飼い主のいない猫の引取り数が多いことから、犬及び猫も共に引き続き収容数の減少を図る必要があります。
- 生活保護者や高齢者に関わる事案は、動物に関わる内容だけに留まらず、複数の要因が関わるため、動物愛護部局では対応が困難な状況にあります。
- マイクロチップの装着率は未だ低い状態にあり、また装着していても登録情報が不十分であり、返還につながらない事案が多く、マイクロチップの有用性を周知する必要があります。
- 猫の譲渡率は年々増加傾向であり、今後も譲渡数の増加を図る必要があります。一方で、収容数の多くを占める幼猫はその育成が難しく、譲渡を困難とする要因となるため、幼猫の収容数を減らすことも必要です。
- 犬及び猫の致死処分数は、令和元年度は犬が15頭、猫が209匹と、平成16年度以降年々減少していますが、様々な取組により致死処分数を限りなく減らす必要があります。
- 動物愛護指導センターは犬及び猫の譲渡を中心に、適正飼養等の普及の拠点となる必要があります。

【具体的な施策の方向】

(1) 犬及び猫の収容数の減少

- 犬又は猫の安易な購入や犬及び猫の飼い主の飼養放棄、みだりな繁殖を防止するため、犬又は猫の習性や生態等を踏まえた適正飼養や終生飼養、不妊去勢措置等の飼い主の責務について周知するとともに、犬については逸走防止策の徹底と放し飼いの禁止を、猫については屋内飼養の必要性を周知します。
- 地域における飼い主のいない猫について、県民に、猫の習性、生態等を踏まえた適正管理の考え方への理解を進める普及啓発を行い、無責任な餌やりの防止を周知するとともに、飼い主のいない猫を抑える効果のある地域猫活動⁴等、飼い主のいない猫の不妊去勢手術等への支援を行います。

⁴地域猫とは、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫で、地域の理解と協力を得て、その地域にあった方法で、飼養する対象の猫を把握と、餌や糞尿の管理、不妊去勢措置の徹底、周辺美化など地域のルールを決めて適切に飼養管理し、それ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指す。

(2) 犬及び猫の致死処分率の減少

- 犬及び猫の返還については、犬及び猫の所有者に、名札、マイクロチップ等による所有者の明示を推進し、特にマイクロチップは、装着が努力義務化されたこと、装着後の情報に変更手続きが生じた場合の変更が義務化されたことを周知し、効率的な返還につながるよう努めます。
- 所有者の不明な犬及び猫の情報を県ホームページで公開するとともに市町村等関係機関との連絡体制を強化します。
- 犬及び猫の譲渡については、譲渡可能な犬及び猫の情報を県ホームページで公開するなどにより、譲渡事業を周知するとともに、動物愛護関係団体との連携を強化します。
- 譲渡可能になるまで幼齢な子猫を育成するミルクボランティアを活用し、子猫の譲渡を推進します。

(3) 負傷動物の収容及び処置

- 市町村と連携した収容と適切な応急処置を行い、所有者への返還に努めます。

(4) 収容動物の適正な飼養管理の維持と譲渡の促進

- 動物愛護指導センターに収容された動物について、引き続き動物福祉と安全面、動物の生態習性を考慮し、飼い主の模範となる飼養管理を行いつつ、より多くの譲渡につながる取組を行います。

(5) 福祉部局等他職種との連携

- 高齢者や生活保護者等の社会的弱者への適正飼養の推進については、動物愛護部局だけでは難しい事案もあるため、他職種との連携を図り、情報共有又は共同で対応できる体制の整備を検討します。

(6) 動物の遺棄及び虐待の防止

- 県民に対し、安易な気持ちで動物を飼い始めないように、また飼い主の責務として適正飼養、繁殖制限処置及び終生飼養が徹底されるよう啓発を行うとともに、併せて愛護動物に対する殺傷、虐待等について罰則が強化されたことを周知し、遺棄、虐待の防止につなげる取組を行うとともに、警察との連携を強化します。

3 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

【現状】

- 犬による咬傷事故等の危害を防止するため、係留されていない犬の捕獲を市町村と協力しながら実施するとともに、犬の飼い主に対し、逸走防止や事故防止等の飼い主の責務について周知しています。
- 動物愛護管理条例に基づく多頭飼養の届出制度を周知するとともに、多頭飼養者に対して、飼養能力に見合った数に制限するよう、繁殖制限等の指導を行って

います。

- 市町村と連携して犬及び猫の不妊去勢措置及び所有明示措置並びに犬の散歩中の糞の放置の防止や猫の屋内飼養を周知しています。
- 猫に対する給餌方法や糞尿の適切な処理、繁殖制限のあり方等を示した「猫の適正飼養ガイドライン」を作成し、指導に活用しています。
- 無責任な飼養や不適切な管理により、周辺的生活環境が脅かされ、行政への相談へつながる事案が未だに多く発生しています。
- 令和元年の法改正により特定動物の愛玩目的の飼養が禁止されましたが、改正以前から許可を得ている特定動物の飼養者に対し、適正な飼養管理の指導を行っています。

【課題】

- 咬傷事故等の危害を防止するため、ノーリードでの散歩禁止といった犬の係留義務及び首輪やリードの適切な使用など適正飼養を徹底するとともに、係留されていない犬の捕獲を実施する必要があります。
- 犬の散歩中の糞の放置、猫の屋外飼養による糞害等の減少を図るため、飼い主のモラルの向上を図る必要があります。
- 特定動物の飼養者に対し、個体識別措置や逸走防止策等、動物の適正な管理について指導を行い、特定動物による危害の発生を防止する必要があります。
- 県民に特定動物の愛玩目的の飼養が禁止されたことを周知する必要があります。
- 飼い主のいない猫に関わる苦情や捕獲依頼、引取り依頼に関する苦情が多いことから、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進する必要があります。

【具体的な施策の方向】

(1) 動物による危害防止

- 犬の登録、狂犬病予防注射の必要性について周知します。
- 市町村と連携し、係留されていない犬の捕獲を実施します。
- 犬による咬傷事故等の危害を防止するため、飼い主に対し、放し飼いの禁止や逸走防止や事故防止等の飼い主の責務、外出時の留意事項について周知を徹底します。
- 特定動物の飼養者（法改正前に許可を得ていた飼養者や特定動物を扱う第一種動物取扱業者）に対し、保守点検に係る計画に基づく適正な管理を徹底させるために施設の監視指導を行います。

(2) 動物による迷惑防止

- 県民に、多頭飼養の届出制度について周知するとともに、市町村の協力を得ながら、犬及び猫の多頭飼養者へ適正飼養等について指導を徹底します。
- 「犬及び猫の繁殖の制限及び所有者の明示」、「犬の散歩中の糞の放置の防止」及び「猫の屋内飼養」を徹底するため、市町村等と連携し、飼い主の責務について効率的な周知を図ります。
- 猫の飼い主等に、「猫の適正飼養ガイドライン」の内容を周知します。
- 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地

域猫活動等、飼い主のいない猫対策を推進していきます。

4 所有明示（個体識別）措置の推進

【現状】

- 適正飼養講習会や動物愛護週間事業等のイベントを通じ、名札、マイクロチップ等の装着による所有明示措置について普及啓発を行っています。
- 所有明示措置の徹底を図るため、市町村や県獣医師会、動物愛護団体と連携して、周知を行っています。
- 引き取った所有者の不明な犬及び猫を返還する際に、所有明示措置の必要性を指導しています。
- 県ではマイクロチップリーダーを保健所、動物愛護指導センター及び全市町村に配備し、民間の動物病院でも配備が進んできています。
- 県政モニターへのアンケート調査では、所有明示の実施率は、平成18年度は犬で約38%、猫で27%でしたが、平成29年度は犬で約53%、猫で18%、令和2年度は犬で約56%、猫で22%でした。
- 県内のマイクロチップの装着状況は犬が8,737頭、猫1,804匹、その他の動物28頭の計10,569頭（匹）となっています。（令和2年9月30日 AIPO⁵ 登録数）
- 法改正により所有者に対してマイクロチップ装着が努力義務化（犬猫等販売業者は義務化）されました。

【課題】

- 動物の所有者がその動物の所有を明らかにすることは、動物の盗難や迷い犬及び迷い猫の発生の防止に役立てるとともに、災害時に逸走した動物や事故にあった動物の所有者の発見を容易にするなど所有明示措置の必要性と、マイクロチップの装着が努力義務化されたことについて更なる普及啓発を行い、所有明示の実施率の向上を図る必要があります。
- 動物の飼い主と身近に接することの多い動物病院においてマイクロチップの装着に関する普及啓発を行う必要があります。
- 引取った所有者の不明な犬及び猫に対し、マイクロチップの読み取りの実施を徹底する必要があります。
- マイクロチップを装着後、データベースに登録されていないケースや、引っ越し等による所有者の情報が変更されていないケースがあるため、データベースへの登録及び変更の必要性と装着後の情報に変更が生じた場合の変更手続を行うことが義務化されたことについて普及啓発を行う必要があります。

【具体的な施策の方向】

- (1) 所有明示の実施率の向上

⁵ AIPOとは、動物ID普及推進会議の略称で、マイクロチップによる犬、猫などの動物個体識別の普及推進を行っている組織

- マイクロチップに関わる飼い主の責務等の所有明示措置の必要性と有用性について、所有者の意識が向上するように普及啓発を行います。
- 県獣医師会及び市町村等と連携し、犬の鑑札及び注射済票の装着を徹底するとともに、マイクロチップの装着及びデータベースへの登録及び情報の管理について所有者に普及啓発を行います。

(2) 個体識別技術の普及

- 県及び市町村担当者のマイクロチップリーダーによる読み取り技術の向上及び所有者の不明な動物のマイクロチップリーダーによる読み取りの徹底を図ります。

5 動物取扱業の適正化

【現状】

- 動物愛護管理法に基づき、第一種動物取扱業の資質向上を図るため、動物取扱責任者に、業務に必要な知識及び能力に関する研修を実施しています。
- 動物取扱業者の事業所等における適正な施設管理、動物の取扱い等を指導するため、計画的に立入検査を実施しています。
- 動物取扱責任者の要件の厳格化、帳簿備付け対象の拡大、遵守基準の具体化など、法改正により規制が強化されました。

【課題】

- 動物愛護管理法の改正に伴う動物取扱業者に係る新たな規制の遵守を徹底する必要があります。
- 第一種動物取扱業者の飼養管理が不適切である等の苦情が未だにあることから、動物の管理の方法等に関する基準の遵守の徹底と動物取扱業者の資質向上を図る必要があります。
- 動物の購入者等に、適正な飼養又は保管の方法について必要な説明をすることが動物の適正な取扱いにつながることから、販売業者等がその事業所において十分な説明を確実に行うよう、指導を徹底する必要があります。
- 第二種動物取扱業の届出制度の周知を図るとともに、届出と適正な動物の取扱いを指導する必要があります。

【具体的な施策の方向】

(1) 第一種動物取扱業者への監視指導の強化

- 動物の種別、施設の規模及び動物の取扱い状況を考慮し、効果的かつ効率的に監視指導を実施します。
- 動物愛護管理法の改正の趣旨を踏まえ、法令遵守と社会的責務への自覚を促します。特に、犬猫等販売業者に対しては、作成した「犬猫等健康安全計画」の遵守の徹底を図ります。
- 現物確認や対面説明の義務、犬猫等販売業に係る幼齢の犬猫の販売日齢制限の他、令和元年法改正で追加された、登録事業所以外での対面説明の禁止、飼養施

設の設備構造・規模、管理基準、従業員、繁殖の方法、環境管理等、環境省令で明示された遵守基準の並びに個体帳簿記録など徹底を図ります。

(2) 第一種動物取扱業者の資質の向上

- 動物取扱責任者研修において、法令及び動物の取扱いに関する知識や人と動物の共通感染症対策など、最新の情報を提供することにより、第一種動物取扱業者の資質の向上を図ります。

(3) 第二種動物取扱業者への指導

- 第二種動物取扱業については、市町村、動物愛護推進員及び動物愛護関係団体の協力を得ながら、業者の把握を行いつつ制度の周知を図るとともに、届出を徹底します。また、立入検査等を実施し、飼養施設の状況、取扱う動物の管理方法等について、適正な動物の取扱いの指導を行います。

6 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの促進

【現状】

- 実験動物及び産業動物を飼養する者に対して、動物の愛護及び管理に配慮した動物の適正な飼養管理について県ホームページで普及啓発を行っています。

【課題】

- 実験動物や産業動物について、動物の愛護及び管理を踏まえた飼養実態の把握に努め、実験動物や産業動物を飼養する者に対して、動物の愛護及び管理に配慮した飼養管理について普及啓発を行う必要があります。
- アニマルウェルフェアの考え方に対応した各畜種の飼養管理について普及啓発を行う必要があります。

【具体的な施策の方向】

(1) 実験動物関係者への普及啓発

- 大学、研究機関などにおける実験動物の飼養実態の把握を行い、「実験動物の飼養及び保管並び苦痛の軽減に関する基準」及び国が作成する「3Rの原則⁶」の解説書の周知を図ります。

(2) 産業動物関係者への普及啓発

- 動物愛護部局として畜産部局と連携し、飼養管理者等に「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の普及啓発を行います。
- 災害時における産業動物の取扱いについて、畜産部局と情報共有を図ります。

⁶ 「3Rの原則」とは、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）

7 災害対策

【現状】

- 災害時の被災動物の救護対策等については、「山梨県地域防災計画」及び「山梨県国民保護計画」に盛り込まれています。
- 動物の飼い主に、災害時に備えた対応について県ホームページや情報誌「ふれんど」等により普及啓発を行っています。
- 近年では災害が多発し、同行避難等、ペット飼養者にも災害への備えが求められているものの、令和2年度の県政モニターへのアンケート調査結果では、地震や水害など災害時におけるペットの対策の準備をしている人は約22%に留まっています。

【課題】

- 「山梨県地域防災計画」や「山梨県国民保護計画」に基づく被災動物への対策が、災害発生時に確実に実施されるよう、本県の対応方針の作成や防災危機管理部局、市町村、県獣医師会、動物愛護関係団体、動物愛護推進員、他自治体等と連携協力をする必要があります。
- 東日本大震災や西日本豪雨等、各地で発生している災害の経験を踏まえ、飼い主や市町村等の関係者に、災害時におけるペットの対策について普及啓発を行う必要があります。

【具体的な施策の方向】

- (1) 災害時におけるペットの対策に関する普及啓発及び災害対策への取組の促進
 - 防災危機管理部局及び市町村、県獣医師会、動物愛護関係団体、動物愛護推進員等と連携し、所有明示、ワクチン接種、不妊去勢手術、必要なしつけ等、災害に備えて平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主に普及啓発を行います。
 - 避難所を運営する市町村等関係機関において、災害時におけるペットの扱いについて対応できるよう必要な体制を整備に向けた取組を行います。
- (2) 被災動物の救護体制の整備
 - 災害時におけるペットの対応方針（災害時動物対応マニュアル）を作成するとともに、防災危機管理部局、市町村、県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員、他自治体等と連携し、動物救護体制の整備と連携の強化を図ります。
- (3) 特定動物飼養者や動物取扱業者への指導
 - 平常時から、災害発生時における逸走防止のための飼養施設の保守点検の徹底や、飼養管理備蓄、避難先及び避難方法の確保等の自主対策を講じるよう指導します。

8 人材育成

【現状】

- 動物愛護管理行政において主導的な役割を担う行政担当職員の資質向上を図るため、国が主催する動物の愛護及び管理や狂犬病予防に関する研修を担当職員に受講させ、研修で得られた知識と技術の共有化を図っています。
- 平成15年度から動物愛護管理行政の協力者として動物愛護推進員を委嘱し、地域に根ざした動物の愛護及び管理に関する普及啓発を行っています。

【課題】

- 県及び中核市の動物の愛護及び管理を担当する職員の専門的な知識と技術の向上を図る必要があり、またその知識と技術を市町村の動物の愛護及び管理を担当する職員にも周知する必要があります。
- 地域に根付いた形での動物の愛護及び管理の思想を広げるため、動物愛護推進員の意識及び資質の向上を図り、行政と推進員が連携し施策を推進する必要があります。
- 動物の愛護及び管理の考え方の浸透を図るため、動物愛護関係団体等との情報交換を行うことにより、相互に研鑽を図る必要があります。

【具体的な施策の方向】

- (1) 県及び中核市の担当職員の育成
 - 県及び中核市の動物の愛護及び管理を担当する職員が、動物に対する多様な価値観を深く理解し、専門的な知識と技術を習得するための各種研修会への派遣や職員の技術研鑽のために講習会を行います。
- (2) 市町村の担当職員への支援
 - 市町村の動物の愛護及び管理を担当する職員に、動物の愛護及び管理や狂犬病予防に関する知識と技術の向上のため、研修会や情報交換会等を開催します。
- (3) 動物愛護推進員の活動への支援
 - 動物愛護推進員の活動等について、広く県民に周知するとともに、市町村、県獣医師会や動物愛護関係団体などと連携し、動物愛護推進員の活動を支援します。
 - 動物愛護推進員研修会の開催、各種研修に関する情報の提供、動物の愛護及び管理に関する関係者との意見交換の場を設けるなど動物愛護推進員の資質の向上に努めます。

9 調査研究の推進

【現状】

- 動物の愛護及び管理事業の推進のため、各事業内容の分析、他の自治体との情報交換を行っています。

【課題】

- この計画を効率的、効果的に推進するため事業評価を行うことが必要です。また、事業の実施内容や方法等の検討を行うために、国や他の自治体や大学等の調査研究機関と情報交換を行う必要があります。

【具体的な施策の方向】

- (1) 動物の愛護及び管理に関する調査研究の体制整備及び調査研究の推進
 - これまで実施してきた事業成果の分析結果を今後の事業に活かしていきます。
 - 国や他の自治体や大学等と連携を図り、動物の愛護及び管理に関する最新の科学的な知見等の情報収集及び現状の把握を行い、それらに基づいた具体的な実施方法等を検討していきます。

第7 計画の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画を作成し、計画の推進を図るとともに、この計画の達成状況を毎年度点検し、具体的な実施事業に反映させるものとします。また、基本指針が改正後の5年目となる令和7年度を目途に見直しを行うこととしていることから、基本指針の改正に合わせ、毎年の実績や定期的な評価、社会情勢の変化を考慮し、令和8年度を目途に本計画の見直しを行います。